

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第1区分

【発行日】令和5年2月22日(2023.2.22)

【国際公開番号】WO2021/256409

【出願番号】特願2022-531783(P2022-531783)

【国際特許分類】

C 0 3 C 3/091(2006.01)

C 0 3 C 3/064(2006.01)

C 0 4 B 35/16(2006.01)

H 0 5 K 1/03(2006.01)

C 0 3 C 3/093(2006.01)

10

【F I】

C 0 3 C 3/091

C 0 3 C 3/064

C 0 4 B 35/16

H 0 5 K 1/03 6 1 0 D

C 0 3 C 3/093

【手続補正書】

20

【提出日】令和4年12月5日(2022.12.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

S i、B、A l 及び Z n を含むガラスと、骨材と、を含むガラスセラミックスであって

30

、
前記ガラスは、S i O₂の含有量が20重量%以上、55重量%以下であり、B₂O₃の含有量が15重量%以上、30重量%以下であり、B₂O₃に対するS i O₂の重量比(S i O₂/B₂O₃)が1.21以上であり、Z n Oに対するA l₂O₃の重量比(A l₂O₃/Z n O)が0.8以上、1.3以下であり、

前記骨材として、前記ガラスセラミックスの重量に対して、20重量%以上、50重量%以下のS i O₂と、1重量%以上、10重量%以下のT i O₂と、3重量%以下のZ r O₂と、1重量%以下のZ n Oを含み、

前記ガラス中の、T i O₂、Z r O₂、S n O₂及びS r Oの含有量がいずれも、0重量%以上、5重量%以下である、ことを特徴とするガラスセラミックス。

【請求項2】

40

骨材としてのS i O₂は、クォーツである、請求項1に記載のガラスセラミックス。

【請求項3】

S i、B、A l、Z n、T i 及び Z r を含むガラスセラミックスであって、
S i O₂含有量が、41.70重量%以上、67.48重量%以下であり、
B₂O₃含有量が、8.74重量%以上、19.50重量%以下であり、
A l₂O₃含有量が、4.875重量%以上、21.125重量%以下であり、
Z n O含有量が、5.175重量%以上、21.425重量%以下であり、
T i O₂含有量が、1重量%以上、13.5重量%以下であり、
Z r O₂含有量が、1.0重量%以上、6.8重量%以下であり、
S n O₂の含有量が、3.95重量%以下であり、

50

SrOの含有量が、3.95重量%以下である、ことを特徴とするガラスセラミックス。

【請求項4】

請求項1～3のいずれか1項に記載のガラスセラミックスの焼結体であるガラスセラミック層を備えることを特徴とする、積層セラミック電子部品。

10

20

30

40

50